

21201

岐阜県

岐阜市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
岐阜市企業立地促進助成条例	S62.3 H11.3 一部改正 H18.3 一部改正 H21.3 一部改正 H28.3 全部改正	○市内に工場・事業所を新設・増設・移設し、本店等を設置した場合 ・業種: 限定なし ・投下固定資産額: (建替・購入の場合) 大企業は2億円以上、 中小企業は 4,000 万円以上 (賃借の場合) 条件なし ・常時雇用者数(※1): (建替・購入の場合) 企業の規模に関わらず 15 人以上 (賃借の場合) 企業の規模に関わらず「雇用促進助成金対象者(右記)」15 人以上 ○市内に工場・事業所を新設・増設・移設し、本店等以外を設置した場合 ・業種: 製造業、情報通信業等 ・投下固定資産額: (建替・購入の場合) 大企業は2億円以上、 中小企業は 4,000 万円以上 (賃借の場合) 条件なし ・常時雇用者数(※1): (建替・購入の場合) 大企業は15人以上、 中小企業は5人以上 (賃借の場合) 大企業は「雇用促進助成金対象者(右記)」15人以上、中小企業は同 5人以上 (※1)申請時点(操業開始後 90 日以内)において、新たに設置した施設に配置された常時雇用者数	<施設設置助成金> ○建設、購入の場合 ・投下固定資産に課税される固定資産税、都市計画税、事業所税の相当額(5年間) (上限:なし) ○賃借の場合 ・施設の賃借料の 1/4 と事業所税の相当額(5年間) (上限:200 万円/年) <雇用促進助成金> ・新規に雇用または市内に転入した従業員であって、1年以上常時雇用し、かつ市内に1年以上居住した場合に1人につき50万円(1年のみ) (上限:5,000万円)
岐阜市コールセンター業誘致促進奨励金交付要綱	H27.3 H27.11 一部改正	○市内にコールセンターの事業所を取得した場合 ・投下固定資産額が 5,000 万円以上かつ市内居住従業員数(※2)が 20 人以上 (※2)新たに設置した施設で勤務する市民	<奨励金> ①1年以上雇用した正社員1人につき10万円(5年間) ②投下固定資産(土地、建物、償却資産)の取得費の10分の1以内の額(1年の

		で、雇用保険の被保険者の数	み) ③通信関連経費の4分の1以内の額(5年間) (上限:①~③の合計5億円)
		○賃借により市内にコールセンターを設置した場合 ・市内居住従業員数(※2)が20人以上 (※2)新たに設置した施設で勤務する市民で、雇用保険の被保険者の数	<奨励金> ①1年以上雇用した正社員1人につき10万円(5年間) ②償却資産の取得費の4分の1以内の額(1年のみ) ③事業所賃借料の4分の1以内の額(5年間) ④通信関連経費の4分の1以内の額(5年間) (上限:①~④の合計3億円)

〈企業の設備投資に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
中小企業等経営強化法により、市が策定する「導入促進基本計画」に基づき、「先端設備等導入計画」を策定し、市の認定を受けた中小企業者(資本金額(出資額)1億円以下の法人又は、常時従業員者数1,000人以下の個人事業主等)		(1) 賃上げ表明なし 課税標準額を 1/2に軽減 (2) 賃上げ表明あり 課税標準額を 1/3に軽減	固定資産税	(1) 賃上げ表明なし 3年間 (2) 賃上げ表明あり ① 令和6年3月末までに 設備取得 5年間 ② 令和7年3月末までに 設備取得 4年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
大垣市企業立地推進事業補助金交付要綱	R 2.4 R 2.7 一部改正	市内に工場・事業所を新設・増設・移設する事業者 (1) 製造業・運輸業	工場等設置事業補助金 ○工場等設置のために、操業開始前3年以内に取得した土地、操業開始前1年以内に取得した建物、操業開始前1年以内取得した償却資産の固定資産税相当額を交付 ○補助期間 5年間 ○限度額 5億円/1指定あたり
	R 2.9 一部改正	① 投下固定資産額 1億円以上 ② 新規常用雇用者 10人以上	
	R 3.12 一部改正	(2) 情報通信業、研究開発事業、データセンター事業、製造業・運輸業(中小企業) ① 投下固定資産額 5,000万円以上 ② 新規常用雇用者 1人以上	雇用促進事業補助金 ○操業開始前後1年以内に新規雇用した市内雇用の従業員のうち、操業開始後2年を経過した日において、引き続き本市に居住している従業員1人につき50万円を交付(1年限り) ○限度額 5,000万円/1指定あたり
		市内の既存工場等に設備を設置する事業者 (1) 製造業(大企業) ① 県知事が承認した「地域経済牽引	地域経済牽引事業補助金 ○県知事が承認した「地域経済牽引事業計画」に基づき取得した固定資産(設備)の固定資産税相当額を交付

		<p>事業計画」に基づき取得した固定資産(設備)</p> <p>② 市内の既存工場等に設備を設置</p> <p>③ 投下固定資産額 20億円以上</p> <p>④ 新規常用雇用者 10人以上</p>	<p>○限度額 1億円(3年間の通算)</p> <p>○補助期間 3年間</p> <p>※1企業につき、5計画が限度</p> <p>※交付年度の固定資産税相当額の累計が1億円に満たない場合は、残額を翌年度へ繰り越し</p>
大垣市コールセンター等立地促進事業 補助金交付要綱	H16.3 H22.5 一部改正 H31.4 一部改正 R 2.4 一部改正	<p>コールセンター、データセンター、ソリューションセンターをソフトピアジャパンエリアに設置する事業者</p> <p>(1) ソフトピアジャパンのセンタービル・アネックス・ワークショップ 24 にコールセンター等を設置</p> <p>(2) 新規常用雇用者 10人以上</p> <p>※データセンター、ソリューションセンターは3人以上</p>	<p>設置運営に関する補助金</p> <p>○事業所賃借経費(敷金・礼金等除く)の1/4以内を交付</p> <p>○設備に対する固定資産税(償却資産)相当額を交付</p> <p>○通信回線を使用した経費の1/8以内を交付</p> <p>○限度額 1億円(5年間の通算)</p> <p>○補助期間 5年間</p>
			<p>雇用促進に関する補助金</p> <p>○操業開始日に本市に居住している新規雇用者で、1年以上引き続き常時雇用された場合、1人につき18万円を交付(1年限り)</p> <p>○限度額 1,800万円</p>

21203

岐阜県

高山市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域の製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業 等 (機械・装置・建物および付属設備・構築物計) 500 超 ※業種・資本金額によって基準は異なる。	—	課税免除	固定資産税	3年間
地域の特性を活かした「観光」、「成長ものづくり」、「物流産業」で、地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者 (土地・建物・構築物計) 10,000 超 (農林漁業関連業種は 5,000 超)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
高山市企業立地促進条例	H19.4	○対象業種 農業、製造業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、道路貨物運送業、高等教育機関、専修学校、学術・開発研究機関、コールセンター、新エネルギー供給業、本社機能移転 ※高地トレーニングエリアのみ、宿泊業、スポーツ施設提供業及び学術・開発研究機関のうち、医学・薬学研究所 ○対象地域 市全域 ただし、土地利用形態等を考慮し、景観計画等に定める基準に適合すること	
		○新設 投下固定資産額 3,000 万円以上※1 又は年間借上料 240 万円以上 かつ新規市民常時雇用者 1人以上 ○増移設 投下固定資産額 3,000 万円以上※1 又は年間借上	雇用促進助成金 ○新規市民常時雇用者 1人につき 20 万円 ○交付期間 5年間 ○限度額 なし

	<p>料 240 万円以上</p> <p>かつ新規市民常時雇用者 1人以上</p>	
	<p>○新設</p> <p>投下固定資産額 3,000 万円以上※1</p> <p>かつ新規市民常時雇用者 1人以上</p> <p>○増移設</p> <p>投下固定資産額 3,000 万円以上※1</p> <p>かつ新規市民常時雇用者 3人以上</p> <p>※高地トレーニングエリアについては、1人以上</p> <p>※税制上の優遇措置(過疎法及び企業立地促進法に基づく課税免除・3年間)の適用を受けることができる期間は交付しない。</p>	<p>事業所等設置助成金</p> <p>○固定資産税及び都市計画税相当額内</p> <p>○交付期間 10 年間</p> <p>○限度額 なし</p>
	<p>○新設</p> <p>投下固定資産額 3,000 万円以上※1</p> <p>かつ新規市民常時雇用者 1人以上</p>	<p>事業所等新設助成金</p> <p>○初期投資した固定資産取得額の 10/100 以内</p> <p>※高地トレーニングエリアについては、20/100 以内</p> <p>○限度額 なし</p>
	<p>○新設</p> <p>年間借上料 240 万円以上</p> <p>かつ新規市民常時雇用者 1人以上</p> <p>○増移設</p> <p>年間借上料 240 万円以上</p> <p>かつ新規市民常時雇用者 3人以上</p> <p>※高地トレーニングエリアについては、1人以上</p> <p>※事業所等設置助成金及び事業所等新設助成金と重複して交付しない</p>	<p>事業所等借上助成金</p> <p>○借上料等の 50/100 以内</p> <p>※高地トレーニングエリアについては、60/100 以内</p> <p>○交付期間 5年間</p> <p>○限度額 1億円(交付期間において)</p>
	<p>※1 過疎地域は、投下固定資産額 2,700 万円以上</p> <p>※2 本社機能移転については、中小企業にあつては投下固定資産額 1,000 万円以上かつ新規市民常時雇用者 1人以上、その他の企業にあつては投下固定資産額 2,500 万円以上かつ新規市民常用雇用者数 5 人以上。また、年間借上料の下限なし</p>	

21204

岐阜県

多治見市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設を新設又は増設した認定事業者 ○特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得価額の合計額が 3,800 万円(中小事業者 1,900 万円)以上	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
多治見市企業立地促進条例	H12.4	①投下固定資産額(操業開始に伴い取得した土地・建物・償却資産額) ○製造業の新設・建替え:3億円以上 ○製造業の増設・1.5 億円以上 ○製造業(中小企業)及び本社機能の新設・建替え:3,000 万円以上 ○製造業(中小企業)及び本社機能の増設:1,500 万円以上 ○運輸業等の新設・建替え:3億円以上。ただし、操業開始日に常時雇用する従業員が7人以上であること ○運輸業等の増設:1.5 億円以上。ただし、操業開始日に常時雇用する従業員が7人以上であること	事業所等設置奨励金 ○新設・建替え・増設 固定資産税相当額及び都市計画税相当額を5年間(4年目、5年目は 1/2) 交付
	H20.4		
	一部改正		
	H22.4		
	一部改正		
	H23.4		
	一部改正		
	H28.4		
	一部改正		
	H28.12		
H30.9	②操業開始のために新たに雇用した従業員 ○事業所等設置奨励措置の指定期間中において、操業開始日もしくは雇用開始日のいずれか遅い日から 1 年以上本市に居住し、かつ 1 年以上常時雇用する従業員 ○ただし、事業所等設置奨励措置の指定期間(5 年間)終了後に要件を充足した場合は対象外	雇用促進奨励金 ○1人につき 30 万円 ○限度額 3,000 万円	
一部改正			
		③事業所等設置奨励措置の指定日以後、新たに本市へ転入した常時雇用従業員	移住定住促進奨励金 ○1人に対して 30 万円

		<ul style="list-style-type: none"> ○転入日において市内に住居を所有していること ○事業所等設置奨励措置の指定期間中において、転入日もしくは操業開始日のいずれか遅い日から引き続き1年以上本市に住居を所有し、居住していること ○申請者において、取得した住居の所有権が2分の1以上であること ○ただし、事業所等設置奨励措置の指定期間(5年間)終了後に要件を充足した場合は対象外 	<p>※転入した従業員本人に交付</p> <p>○限度額 30万円/1人</p>
--	--	---	--

21205

岐阜県

関市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域(洞戸、板取、武儀、上之保) 新增設 (5,000 万円超)	—	課税免除	固定資産税	3年間
県知事より承認を受けた地域経済牽引事業 計画に係る事業 (地域未来投資促進法省 令による)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
関市企業立地促進 条例	H14.9	①投下固定資産額 新設 5億円以上 (中小企業1億円以上) (※中小企業 3,000 万円以上) 増設・移設 2億円以上 (中小企業 5,000 万円以上) (※中小企業 1,500 万円以上) ※洞戸、板取、武儀、上之保地区	工場等設置奨励金 ○投下固定資産に対して賦課さ れた固定資産税相当額を限 度 ○水道料金の使用水量/月の うち300立法メートルを超える 部分について、当該水道料 金の2分の1に相当する額(年 額上限2,000,000円/1事業 者) ⇒増設の場合は、従前から増加 した分について300立法メー トルを超える部分が対象。 ○操業後初めて賦課された年 度から5年度間
		②従業員 工業等設置奨励金の対象となった企業で、操業前 1年から操業後3ヶ月までの間に新たに常時雇用 される市内居住の従業員のうち、1年以上雇用す る者の数が、 新設 20 人以上(中小企業5人以上) 増設・移設 10 人以上(中小企業3人以上) ※社会保険未加入のパート、時間給の従業員を除く	雇用促進奨励金 ○新たに常時雇用する市内居 住の従業員1人につき 15 万 円とし 750 万円を限度

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員 (人以上)			
地方活力向上地域内において、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受け、特定業務施設を新設又は増設した事業者 3,800(中小企業者 1,900)	—	不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
中津川市企業立地促進条例	H19.4 H30.9 改正	○業種 製造業、情報通信業、運輸業、宿泊業	企業立地奨励金 ○投下固定資産評価額の 10/100 以内の額(6,000 万円限度)を1回のみ交付
		○新設 ①投下固定資産額 1億円以上 ②従業員 20 人以上 (中小企業の場合) ①投下固定資産額 7,500 万円以上 ②従業員 5 人以上	事業所設置奨励金 ○固定資産税相当額及び都市計画税相当額以内の額を 5 年間交付
		○増設及び移設 ①投下固定資産額 1億円以上 ②従業員 10 人以上 (中小企業の場合) ①投下固定資産額 5,000 万円以上 ②従業員 3人以上	雇用促進奨励金 ○新規雇用従業員1名につき 30 万円を交付(3,000 万円限度)
		○準工業地域、工業地域、工業専用地域及びその他適当と認めた地域	インフラ整備奨励金 ○立地に伴う道路、上下水道等インフラ整備費用の 1/2 以内の額を交付(3,000 万円限度)
		本社機能を有する事業所の新設・増設及び移設	事務所賃借料奨励金 ○事業所にかかる賃借料の 1/2 以内の額を交付(1,000 万円限度、60 ヶ月通算額)
		○中小企業 ①投下固定資産額 1,000 万円以上 ②従業員 2人以上	
		○中小企業以外 ①投下固定資産額 2,000 万円以上 ②従業員 5人以上	

21207

岐阜県

美濃市

〈企業立地に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 第 25 条の地方公共団体等を定める省令第2条で定める施設を設置した事 業者(基本計画の促進区域内) 農林漁業関連業種 5,000 その他の指定業種 10,000		課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
美濃市工場誘致条 例	S63.6	新設 ①投下固定資産税額1億円以上 ②従業員 20 人以上 (中小企業)	工場設置奨励金 ○固定資産税相当額 3年間 (中小企業) 5年間
		増設 ①投下固定資産 7,500 万円以上 ②従業員 5人以上 ①投下固定資産税額1億円以上 ②従業員 10 人以上 (中小企業) ①投下固定資産税 5,000 万円以上 ②従業員3人以上	雇用促進奨励金 ○新規常用従業員1人につき5万円 (中小企業 10 万円) (操業開始後 3 年経過時に引き続き1年以上 雇用しているもの) ○限度額 500 万円(中小企業 1,000 万円)

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員 (人以上)			
地域未来投資促進法同意基本計画に定める集積区域内における集積業種 10,000 超 (農林漁業関連業種の場合 5,000 超)	規定なし	課税免除	固定資産税	3年間
地方活力向上地域内において、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受け、特定業務施設を新設又は増設した事業者 3,800(中小企業者 1,900)	規定なし	移転型は 課税免除 拡充型は 不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
瑞浪市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例	H12.12 H16.12 改正 H25.12 改正 H26.3 改正 H26.9 改正 H28.3 改正 H29.12 改正 H30.6 改正	新設 対象:製造業、運輸・通信業、情報サービス業、社会福祉事業、教育事業、学術研究事業、電気業、旅館業及びホテル業 ①投下固定資産額 3億円以上 ②従業員 20人以上 ※中小企業、情報サービス業、社会福祉事業、教育事業、学術研究事業の場合 ①投下固定資産額 5,000万円以上 ②従業員 5人以上	事業所等設置奨励金 ○固定資産税・都市計画税納付額を限度 ○操業後各投下固定資産に初めて賦課された年度から5年間(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る瑞浪市固定資産税の特例に関する条例に基づく課税免除又は瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例に基づく課税免除又は不均一課税の適用を受けるものについては、当該課税免除の期間又は不均一課税の期間を含む。)ただし、第4年度目は上記 6/10、第5年度目は上記の 4/10 が限度
		増設・移設 対象:新設に同じ ①投下固定資産額 1億円以上 ②従業員 10人以上 ※中小企業、情報サービス業、社会福祉事業、教育事業、学術研究事業の場合 ①投下固定資産額 3,000万円以上 ②従業員 3人以上	雇用促進奨励金 ○本市に居住し、かつ、引き続き1年以上常時雇用する新規雇用従業員1人につき 15万円とし、1,500万円を限度 ・新設 10人以上 (中小企業、サービス業3人以上) ・増設・移設 5人以上 (中小企業、サービス業2人以上)

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
羽島市企業立地促進条例	H10.9	<p>○条例で定めた製造業、情報通信業(データセンター除く)、運輸業、郵便業、研究開発事業及び市長が適当と認めた業種の工場等、本社機能を担う施設、植物工場を市街化区域に設置するもの</p> <p>新設</p> <p>① 操業開始日における投下固定資産額の総額 1億円以上(本社機能移転の場合は、大企業 2,500 万円以上、中小企業 1,000 万円以上)</p> <p>② 新たに常事雇用する従業員の数 10 人以上(本社機能移転の場合は、大企業 5 人以上、中小企業 1 人以上)</p> <p>増設・移設</p> <p>① 操業開始日における投下固定資産額の総額 7,500 万円以上</p> <p>② 新たに常時雇用する従業員の数 5人以上</p> <p>https://www.city.hashima.lg.jp/0000000185.html</p>	<p>工場等設置奨励金</p> <p>○限度額:投下固定資産に対し賦課された固定資産税額及び都市計画税額の 2 分の 1 以内の額</p> <p>○交付期間:4 年間(操業後初めて賦課された年度から)</p>
岐阜羽島インター南部地区地区計画区域企業立地促進条例	H25.12	<p>○「羽島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」に定められた建築物及びこれに附属する建築物を岐阜羽島インター南部地区地区計画区域内に設置するもの</p> <p>新設</p> <p>操業開始日における投下固定資産の総額 3億円以上(中小企業は1億 5,000 万円以上)</p> <p>増設・移設</p> <p>操業開始日における投下固定資産額の総額 1</p>	<p>岐阜羽島インター南部地区地区計画区域企業立地奨励金</p> <p>○限度額:投下固定資産に対し賦課された固定資産税額及び都市計画税額の 2 分の 1 以内の額</p> <p>○交付期間:4 年間(操業後初めて賦課された年度から)</p>

		億 5,000 万円以上(中小企業は 7,500 万円以上) https://www.city.hashima.lg.jp/0000013846.html	
--	--	---	--

21210

岐阜県

恵那市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
地域未来投資促進法同意基本計画に定める集積区域内における集積業種 10,000 超 (農林漁業関連業種の場合 5,000 超)	—	課税免除	固定資産税	3年間
地域活力向上地域内において、地域活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、特定業務施設を新設又は増設した事業者 3,800(中小企業者 1,900)	—	課税免除又は不均一課税	固定資産税	3年間
過疎法特例(山岡町、明智町、串原、上矢作町) 業種・要件: ①製造業、旅館業 資本規模 5,000 以下 取得額 500 以上 資本規模 5,000 超 10,000 以下 取得額 1,000 以上 資本規模 10,000 超 取得額 2,000 以上 ②農林水産物等販売業、情報サービス業 取得額 500 以上 ※資本規模 5,000 超については、新増設に係る取得等に限る	—	課税免除	固定資産税 (新增設した家屋、償却資産、土地 (土地については1年以内に家屋建設着手)	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
恵那市企業等立地促進条例	H18.6	<ul style="list-style-type: none"> ○業種 製造業、情報通信業 等 ○工業専用地域、工業地域、準工業地域又は適地認定地区として位置づけられた地域 新設 投下資本額 2億円以上 (中小企業1億円以上) 増設 投下資本額1億円以上 (中小企業 5,000 万円以上) 	<p>企業等立地(再投資)奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○投下資本額の 10/100 を補助 (上限 5,000 万円) ○対象となる資産に係る固定資産税相当額及び都市計画税相当額を5年間に渡り補助
恵那市本社機能移転促進条例	H28.3	<ul style="list-style-type: none"> ○本社機能を有する事業所の設置 ○適地認定地区として位置づけられた地域 ○投下資本額 1,000 万円以上(中小企業 500 万円以上) ○新規地元常用雇用者 5人以上(中小企業1人以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ○投下資本額の 10/100 を補助 (上限 5,000 万円) ○対象となる資産に係る固定資産税相当額及び都市計画税相当額を5年間に渡り補助

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
美濃加茂市企業誘致条例	S55.3	新設	事業所設置奨励金
	H23.10	製造業	○投下固定資産額に対する固定資産税相当額を限度
	H25.9	① 投下固定資産額 3億円以上	○事業開始後初めて固定資産税を賦課された年度から10年間を限度
	R3.9	② 常時雇用従業員 10人以上	○償却資産に係る奨励金の交付は5年を限度とする。 ○常時雇用従業員数が要件を満たさない年度は交付しない。
		研究開発事業	
		① 投下固定資産額 1億円以上	
		② 常時雇用従業員 10人以上	
		情報処理事業、ソフトウェア事業、情報処理又は情報提供サービス事業、コールセンター、データセンター等	雇用促進奨励金
		① 投下固定資産額 5000万円以上	○新たに常時雇用する市内従業員 10人以上(中小企業の場合5人以上)の場合、市内従業員1人につき5万円
		② 常時雇用従業員 20人以上	○期間は事業開始後1年を経過する年の属する年度から起算して10年を限度
		医療業又は保健衛生に関する業	○限度額 累計 5,000万円
		① 投下固定資産額 3億円以上	
		② 常時雇用従業員 30人以上	
		上記事業に関連し市長が認めるもの	工業用水使用奨励金
		① 投下固定資産額 3億円以上	○契約水量が日量 100m ³ を超える指定企業
		② 常時雇用従業員 10人以上	○契約水量のうち、100m ³ を超える部分に 1m ³ 当たり 20円、ただし、契約水量が日量 500m ³ を超える部分は 1m ³ 当たり 10円
		増設・移設	○新設の場合、可茂工業用水の給水を受けた月から20年を限度
		製造業、研究開発事業、情報処理事業、ソフトウェア事業、情報処理又は情報提供サービス事業、コールセンター、データセンター等、医療業、保健衛生に関する業、記載事業に関連し市長が認めるもの	
		中小企業	
		① 投下固定資産額 3000万円以上	
		② 常時雇用従業員 新たに3人以上	

	<p>中小企業以外</p> <p>① 投下固定資産額 1億円以上</p> <p>② 常時雇用従業員 新たに10人以上</p> <p>貸借の場合</p> <p>① 事業者、家屋貸与者、敷地貸与者の合計額 3億円以上</p> <p>② 常時雇用従業員 10人以上</p>	
--	---	--

21212

岐阜県

土岐市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
鳥獣保護区等を除く市全域において、基本計画に定める集積業種で、基本計画同意日から5年以内を取得した土地、家屋、構築物の取得価額の合計10,000 超	—	課税免除	土地、家屋、構築物に係る固定資産税	3年間
地域活力向上地域内において、地域活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、特定業務施設を新設又は増設した事業者 3,800(中小企業者 1,900)	—	不均一課税 課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業立地促進 条例	H18.12	<p>対象業種 製造業、コールセンター事業、運輸・倉庫業、データセンター事業、研究開発事業、ソリューションセンター事業、情報通信業、植物工場</p> <p>資産額・従業員数の要件(新設) 投下固定資産の総額 3,000 万～3億円以上 ※業種により異なる。 常時雇用する従業員の数 5～20 人以上 ※業種により異なる。</p> <p>資産額・従業員数の要件(増設又は移設) 投下固定資産の総額 3,000 万～1 億円以上 ※業種により異なる。 常時雇用する従業員の数3～20 人以上 ※業種により異なる。</p>	<p>〈雇用促進奨励金〉 操業開始に伴い新たに雇用した者のうち、操業開始から引き続き1年以上本市に居住し、かつ、常時雇用する従業員の数が、操業開始の日から1年以上を経過した日において、次のア又はイに該当する事業者に対して当該従業員1人につき 15 万円とし、1,500 万円を限度とする。</p> <p>ア 新設の場合 10 人(中小企業、研究開発事業、データセンター事業又はソリューションセンター事業にあつては4人)以上 イ 増設又は移設の場合 5人(中小企業にあつては2人)以上</p> <p>〈事業所設置奨励金〉 ア 新設又は増設の場合 投下固定資産に対して前年度に賦課された固定資産税及び都市計画税の納付額の合計額。ただし、第4年度及び第5年度においては、納付額の合計額の1/2とする。</p>

			<p>イ 移設の場合 移設により増加した投下固定資産に対して前年度に賦課された固定資産税及び都市計画税の納付額の合計額。ただし、第4年度及び第5年度においては、納付額の合計額の1/2とする。</p>
--	--	--	---

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
各務原市テクノプラザ2期企業立地助成要綱	H16.6	①テクノプラザ2期区域内に進出した者のうち、市長が適当と認めたもの ②市税の滞納がない者 ③建築基準法、消防法又は公害防止に関する法令等の各種法令に違反していない者 ④各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱第3条に規定する暴排措置対象法人等でない者	助成金 ○操業開始に伴い取得した対象区域内における固定資産に対して賦課された固定資産税額を上限に助成 ○3年間
各務原市企業立地助成要綱	H16.6	①自ら所有する工場等(製造業を営む事業所、自然科学研究所、ソフトウェア業を営む事業所、デザイン・設計業を営む事業所、その他本市の経済発展に寄与する事業所または研究所)を使用し、操業を行う者(ただし、工業団地ではない場所での場合は、3億円以上の初期投下固定資産額が必要) ②敷地総面積を1,000㎡以上有する者 ③操業に伴い、当該工場等に常時10人以上の従業員を雇用する者 ④市税の滞納がない者 ⑤建築基準法、消防法又は公害防止に関する法令等の各種法令に違反していない者 ⑥各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱第3条に規定する暴排措置対象法人等でない者 ⑦各務原市企業立地助成金審査会で承認された者(民間事業者が造成する工業団地等の場合)	助成金 ○操業開始に伴い取得した対象区域内における固定資産に対して賦課された固定資産税額の1/2を上限に助成 ○3年間
各務原市企業設備投資促進事業助成要綱	H24.12	①自ら所有する工場等を使用し、操業を行う者 ②市税の滞納がない者 ③岐阜県企業立地促進事業補助金交付要綱又は岐阜県本社機能移転促進事業補助金	助成金 ○岐阜県企業立地促進事業補助金又は岐阜県本社機能移転促進事業補助金の交付対象となる事業のうち、次の各号のいずれかに該当する事業に係る設備

		<p>交付要綱の規定による補助金の交付を受け ける者</p> <p>④各務原市企業立地助成要綱(平成 16 年 6 月 16 日決裁)の規定による助成金の交付を 受けない者</p> <p>⑤建築基準法、消防法又は公害防止に関す る法令等の各種法令に違反していない者</p> <p>⑥各務原市が行う契約からの暴力団排除に 関する措置要綱第3条に規定する暴排措 置対象法人等でない者</p>	<p>(建物及び償却資産)に対して賦課され た固定資産税額の 1/4 を上限に助成。</p> <p>(1) 研究開発事業に係る設備 (2) 先端技術産業、航空宇宙産業その他 の製造業にかかる設備</p> <p>○1年間</p>
--	--	---	---

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
可児市企業立地 促進条例	H13.6 制定	○製造業・運輸業・小売業で中小企業以外であるもの	○事業所等設置奨励金 操業開始後初めて賦課される固定資産税の課税年度を初年度として5年間、投下固定資産に対して賦課された固定資産税相当額を交付。 ※固定資産税は、土地が操業開始後前5年以内、建物・償却資産は操業開始前1年以内に取得しているものが対象 ※製造業については、敷地面積の過半を都市計画法に掲げる準工業地域、工業地域、工業専用地域が占めている土地に工場等を設置する場合のみ
	H17.4 一部改正	・新設 ①投下固定資産額 3億円以上	
	H20.9 一部改正	②新規雇用者 5人以上 ・増設・移設	
	H23.12 一部改正	①投下固定資産額 1億円以上 ②新規雇用者 5人以上	
	H27.6 一部改正	○製造業・運輸業・小売業で中小企業であるもの、または、研究開発事業	
	H28.3 一部改正	・新設 ①投下固定資産額 1億 5,000 万円以上 ②新規雇用者 5人以上 ・増設・移設 ①投下固定資産額 5,000 万円以上 ②新規雇用者 5人以上	
		○情報通信業 ・新設のみ ①投下固定資産額 3,000 万円以上 ②新規雇用者 5人以上	
		○コールセンター、データセンター、ソリューションセンター事業 ・新設のみ ①投下固定資産額 5,000 万円以上 ②新規雇用者 5人以上	
		○その他の事業(条例の目的を達成するために市長が特に必要があると認めた事業) ・新設のみ ① 投下固定資産額 3,000 万円以上	

21215

岐阜県

山県市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間						
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)									
促進区域内で地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者が設置した施設 10,000 超		課税免除	固定資産税	3年間						
「導入促進基本計画」に適合した「先端設備等導入計画」を作成し、市の認定を受けた中小事業者等が取得した機械装置等 機械・装置 160 超 測定工具及び検査器具 30 超 器具・備品 30超 建物附属設備 60 超 (家屋と一体となって効用を果たすものは除く)		課税標準の特例 ①R5.4.1～ R7.3.31 取得 (1/2) ②R5.4.1～ R6.3.31 取得 賃上げ表明をした場合 (1/3) ③R6.4.1～ R7.3.31 取得 賃上げ表明をした場合 (1/3)	固定資産税	①3年間 ②5年間 ③4年間						
過疎地域(美山) 山県市美山地域内で、青色申告書を提出する個人または法人かつ設備の取得等(取得・製作・建設・建物等については改修のための工事による取得または建設を含む)、以下対象業種が下表の投資を行った場合、固定資産税の課税免除(3年間)を受けることができる <対象業種> 製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等 (下表※資本金規模が 5,000 万円超の事業者については、新增設に係る取得等に限る。)		課税免除	固定資産税	3年間						
対象業種	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">資本金規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000 万円以下 (個人を含む)</td> <td>5,000 万円超 1 億円以下</td> <td>1 億円以上</td> </tr> </tbody> </table>			資本金規模			5,000 万円以下 (個人を含む)	5,000 万円超 1 億円以下	1 億円以上	
資本金規模										
5,000 万円以下 (個人を含む)	5,000 万円超 1 億円以下	1 億円以上								

・製造業 ・旅館業	500万円 以上	1,000万円 以上※	2,000万円 以上※			
・農林水産物等販売業 ・情報サービス業等	500万円 以上	500万円 以上※				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
山県市企業立地促進条例	H20.4 H21.7 一部改正 H29.12 一部改正	<p>○製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業若しくは小売業、研究開発事業（高度技術工業又はこれに類する事業のための基礎研究、応用研究又は製品開発研究を行う事業で、市長が認めるもの）</p> <p>①工場等設置奨励金</p> <p><投下固定資産額></p> <p>新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産額 1億円以上 <p>新設（中小企業、研究開発事業の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産額 5,000万円以上 <p>増設・移設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産額 5,000万円以上 <p>増設・移設（中小企業、研究開発事業の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産額 3,000万円以上 <p><取得時期></p> <p>土地：操業開始前5年以内に購入したもの 家屋：操業開始前2年以内に構築したもの 償却資産：操業開始前1年以内に取得したもの</p> <p>②雇用促進奨励金</p> <p><新規雇用従業員数></p> <p>新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20人以上 <p>新設（中小企業、研究開発事業の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10人以上 <p>増設・移設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10人以上 <p>増設・移設（中小企業、研究開発事業の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5人以上 	<p>①工場等設置奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場などの設置に係る投下固定資産（土地・家屋・償却資産）に対して賦課された固定資産税相当額を3年間奨励金として交付 <p>②雇用促進奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場などの操業開始に伴い、新たに雇用した従業員1人につき、10万円（最大1,000万円）を奨励金として交付

		<p>< 交付基準 ></p> <ul style="list-style-type: none">・ 操業開始に伴い新たに雇用した人のうち、操業開始の日に本市に居住し、かつ、引き続き1年以上常時雇用された従業員	
--	--	--	--

21216

岐阜県

瑞穂市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
瑞穂市企業立地促進条例	H23.4	<p>○製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業若しくは小売業、研究開発事業(高度技術工業又はこれに類する事業のための基礎研究、応用研究又は製品開発研究を行う事業で、市長が認めるもの)</p> <p>新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産額 3億円以上 ・従業員 10人以上 <p>新設(中小企業の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産額 1億 5,000 万円以上 ・従業員 5人以上 <p>増設・移設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産額 1億 5,000 万円以上 ・従業員 5人以上 <p>増設・移設(中小企業の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産額 7,500 万円以上 ・従業員 3人以上 	<p>工場等設置奨励金</p> <p>○投下固定資産に課される固定資産税を限度とする額</p> <p>○操業開始後初めて固定資産税を課された年度から3年間</p>

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
飛騨市企業振興 条例	H16.2	<p>新增設</p> <p>○投下固定資産の取得価格 500 万円を超える場合</p>	<p>奨励金</p> <p>○新增設に要した固定資産の取得価格に対する固定資産税相当額(限度額 300 万円、交付期間3年間)</p> <p>○余暇利用施設、産業公害防止施設、従業員福利厚生施設、産業廃棄物処理施設、工場立地法等に基づく環境施設で、固定資産税の評価対象とならない施設は、固定資産の取得価格の 1/4 以内(限度額 150 万円、交付期間3年間)</p>
飛騨市工場適地 移転事業奨励金 交付条例	H16.2	<p>○製造業を営む既存工場が市街地から飛騨市工場適地等へ移転する事業者で、施設等の設置に要する経費が500万円以上1億円未満のもの(1億円以上は、1億円)</p>	<p>奨励金</p> <p>工場敷地造成、工場建物、新設の機械及び装置、従業員送迎バスの設置に要する経費(限度額1億円)の 3/100 相当額</p>
飛騨市工場適地 移転事業資金利 子補給金条例	H16.2	<p>○製造業を営む既存工場が市街地から飛騨市工場適地等へ移転するため、設備資金として金融機関から融資を受けた場合</p>	<p>利子補給</p> <p>1.設備資金として融資を受けた資金に対して支払った利子の一部補給</p> <p>2.利子補給の対象額は、1億円限度</p> <p>3.利子補給率は、毎年貸付基準日現在残高に対し、3%(年利が3%に満たない場合は、当該利率を利子補給の率とする)</p> <p>4.利子補給の期間は、3年以内</p>
飛騨市企業立地 促進条例	H20.3	<p>○対象業種</p> <p>農業、製造業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、道路貨物運送業、高等教育機関、専修学校、学術・開発研究機関及びコールセンター</p> <p>※他の優遇措置による奨励金及び補給金との併用は認めない。</p>	<p>助成金</p>
		<p>○新增設</p> <p>投下固定資産額 2,700 万円以上かつ新規又は増加常雇用者5人以上</p>	<p>事業所等立地助成金</p> <p>○投下固定資産額の 10/100 以内</p> <p>○限度額 3億円</p> <hr/> <p>事業所等設置助成金</p> <p>○固定資産税納付額以内</p> <p>○交付期間 10 年間</p>

		<p>○限度額 年 5,000 万円</p> <p>※税制上の優遇措置(過疎法及び企業立地促進法に基づく課税免除・3年間)を受ける場合は7年間</p>
	<p>○新增設</p> <p>投下固定資産額 2,700 万円以上かつ新規又は増加常雇用者1人以上</p>	<p>雇用促進助成金</p> <p>○新規市民常雇用者</p> <p>1人につき 20 万円</p> <p>○交付期間 5年間</p> <p>○限度額 なし</p>
	<p>○新增設</p> <p>年間借上料 240 万円以上かつ新規又は増加常雇用者5人以上</p>	<p>事業所等借上助成金</p> <p>○借上料等の 50/100 以内</p> <p>○交付期間 5年間</p> <p>○限度額 年 2,000 万円</p>

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
本巣市企業立地促進条例	H16.2 H25.3 改正 R5.4 改正	市内に事業所(工場等またはホテル等)を新設・増設・移設する事業者。 ①工場等:製造業・情報通信業・運輸業・郵便業 ②ホテル等:日本標準産業分類に規定する大分類Mの宿泊業、飲食サービス業のうち小分類 751 の旅館、ホテルかつ旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設 ③新たに常時雇用する従業員の数が5人以上(中小企業にあつては3人以上) ④投下固定資産総額1億円以上(中小企業にあつては5,000万円以上) ⑤ホテル等の場合は、総客室数が50室以上 ⑥ホテル等の場合は、指定の申請の日までに本巣市環境保全に伴う旅館建築の規制に関する条例第3条に基づく市長の同意を得ていること	奨励金 ○誘致奨励金 投下固定資産に対して賦課された固定資産税額を限度とし、事業所の操業開始日の属する年度の翌年度から起算して5年間に限り固定資産税相当額を奨励金として交付 ○雇用奨励金 指定事業者に対し、指定の日から満10年を経過するまでの間に、本巣市の住民で、かつ、引き続き1年以上常用雇用された従業員について30万円を乗じて得た額の奨励金を交付 ○その他奨励措置 市の活性化を推進する事業として、市長が特に認めるものに奨励金を交付
本巣市税条例	H16.2 H30.6 改正 R2.5 改正 R5.4 改正	資本金1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者。	新規取得した機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物付属設備の固定資産税の課税標準を3年間に限り、2分の1に軽減。 さらに、賃上げ方針を計画内に位置付けて従業員に表明した場合は、以下の期限に限り、課税標準を3分の1に軽減。 ①令和6年3月31日までに取得した設備: 5年間 ②令和7年3月31日までに取得した設備: 4年間

21219

岐阜県

郡上市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
郡上市企業立地促進条例	H29.3 H30.3 改正 R1. 7 一部改正 R3. 7 一部改正	対象業種 製造業 情報サービス業 インターネット付随サービス業 道路貨物運送業 倉庫業 卸売業・小売業 学術、開発研究機関 宿泊業 飲食サービス業 サービス業 新設 ①投下固定資産額 5,000 万円以上 ②新たに常時雇用する従業員数 3人以上 ※人数要件の緩和は令和5年度まで 増設又は移設 ①投下固定資産額 3,000 万円以上 ②新たに常時雇用する従業員数 1人以上 ※人数要件の緩和は令和5年度まで	企業立地奨励金 ○土地に係る固定資産税評価額の100分の20以内の額(建物及び償却資産は対象外) ○限度額 3,000 万円 ○課税される初年度 事業所等設置奨励金 ○固定資産税相当額を限度 ○3 年間 ○ただし、農工法、過疎地域に係る固定資産税の特例に関する条例の適用重複不可

21220

岐阜県

下呂市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎法特例 ・業種 1. 製造業・旅館業 ①資本金規模 5,000 万円以下は、 500 万円以上 ②資本金規模 5,000 万円を超え1億 以下は、1,000 万円以上 ③資本金規模1億円超えは、2,000 万円以上 2. 情報サービス等・農林水産物等販 売業 500 万円以上 ※資本金 5,000 万円を超えは、新設・ 増設の設備に限る	要件無し	課税免除	固定資産税 事業の用に供する家 屋、償却資産、該当家 屋の取得のため先行取 得した土地(1年以内に 建設着手)	3年間
地域経済牽引事業の促進による地域 産業の成長発展の基盤強化に関する 法律の施行に伴う下呂市固定資産税 の特例 ・業種 観光産業 製造業 物流業 ・資本額(対象資産取得金額) 10,000 超	該当なし	課税免除	固定資産税 建物及びその付属設 備、構築物、土地(取得 の日から1年以内に工 事着手したもの)	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例	H20.3	新設事業	○事業所等初期投資助成金
	H24.3 一部改正 H29.3 一部改正 H30.3 一部改正 R3.9 一部改正 R4.3 一部改正	○新規雇用従業員の雇用数 A 4人以上 B 10人以上 ○新たに取得した固定資産 A 資本金5千万円以下 500万円以上 1億円以下 1,000万円以上 1億円超え 2,000万円以上 B 3億円以上 ○業種 製造業、情報通信業の一部、医療・福祉業、教育・学習支援業、サービス業の一部、コールセンター、データセンター	投下固定資産の土地及び家屋に係る評価額の10/100以内 A 上限300万円 B 上限3,000万円 ○事業所等設置助成金 投下固定資産に対して賦課された固定資産税の納付額以内の額 A 上限300万円/年(10年間) B 上限1,000万円/年(10年間) ○雇用促進助成金(要件Aのみ) 新規雇用従業員 5万円/人 学卒就職者又は転入就職者 10万円/人 (上限500万円)
		増設・移設事業 ○新規雇用従業員の雇用数 A 1人以上(中小企業以上は4人以上) B 10人以上 ○新たに取得した固定資産 A 資本金5千万円以下 300万円以上 1億円以下 500万円以上 1億円超え 1,000万円以上 B 1億円以上 ○業種 全て	○事業所等設置助成金 投下固定資産に対して賦課された固定資産税の納付額以内の額 A 上限60万円/年(5年間) B 上限1,000万円/年(10年間) ○雇用促進助成金(要件Aのみ) 新規雇用従業員 5万円/人 学卒就職者又は転入就職者 10万円/人 (上限500万円)

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
初期投下固定資産額（万円以上）	従業員（人以上）			
製造業（資源循環型製造業を含む。）の事業所及び従業員住宅の設置 10,000	新規地元常用雇用者 5 （中小企業者 3）	課税免除	固定資産税	最初に課すべきこととなる年度以後3箇年度
運輸・倉庫業の事業所及び従業員住宅の設置 10,000	新規地元常用雇用者 5 （中小企業者 3）			
研究開発事業の事業所及び従業員住宅の設置 10,000	新規地元常用雇用者 5 （中小企業者 3）			
技術先端産業、航空宇宙産業（民需に限る。）及び知事が特に認めるものの製品製造を行う事業所並びに従業員住宅の設置 10,000	新規地元常用雇用者 5 （中小企業者 3）			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
海津市企業立地促進条例	H18.9	<p>ア 製造業</p> <p>① 製造業（資源循環型製造業を含む。）の工場等の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初期投下固定資産額5千万円以上 ・ 新規地元常用雇用者5人以上 （中小企業者にあつては3人以上） <p>② 技術先端産業、航空宇宙産業（民需に限る。）及び知事が特に認めるものの製品製造を行う工場等の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初期投下固定資産額5千万円以上 ・ 新規地元常用雇用者5人以上 （中小企業者にあつては3人以上） <p>イ 情報通信業</p> <p>① 受託開発ソフトウェア業、パッケージソフトウェア業、情報処理サービス業及び情報提供サービス業の事業所設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初期投下固定資産額3千万円以上 ・ 新規地元常用雇用者5人以上 （中小企業者にあつては3人以上） <p>② データセンター及びソリューションセンターの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初期投下固定資産額5千万円以上 ・ 新規地元常用雇用者5人以上 （中小企業者にあつては3人以上） <p>ウ 運輸・倉庫業</p>	<p>○工場等設置奨励金</p> <p>初期投下固定資産に対して課せられた固定資産税を限度とし、交付期間は、最初に課すべきこととなる年度以後3箇年間</p> <p>○雇用促進奨励金</p> <p>操業開始に伴い新たに雇用した者のうち、操業開始の日に本市に居住しており、かつ、引き続き1年以上常時雇用された従業員1人につき20万円とし、1,000万円を上限とする</p>

		<p>① 運輸業及び倉庫業の事業所の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初期投下固定資産額 5 千万円以上 ・ 新規地元常用雇用者 5 人以上 (中小企業者にあつては 3 人以上) <p>エ 研究開発事業</p> <p>① 研究開発事業の事業所の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初期投下固定資産額 5 千万円以上 ・ 新規地元常用雇用者 5 人以上 (中小企業者にあつては 3 人以上) 	
--	--	---	--

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名(要綱)	制定年月	対象者の要件	内 容
岐南町企業立地促進事業補助金交付要綱	H30.3.30	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県企業立地促進事業補助金交付要綱及び岐阜県本社機能移転促進事業補助金交付要綱の規定により補助金の交付を受けた町内の事業所 ・他に町の税財政の優遇策の適用を受けていない事業 ・法人又は個人に係る町税等を滞納していないもの ・岐南町商工会に加入しているもの <p>※その他一定の条件があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県補助金の交付要綱に規定する初期投下固定資産(土地、建物及び償却資産)に係る県補助金の交付金額の5分の1以内 ・補助金の交付は、岐阜県から補助金を受けた翌年度に行うものとし、岐阜県が補助金を複数年度にわたり分割交付した場合は、町の補助金も県補助金の例により分割交付 <p>【申請書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請書 (2) 県補助金交付申請書の写し (3) 県補助金交付決定通知書の写し (4) 町税等の未納状況調査を認める同意書 (5) 岐南町商工会会員であることを証するもの (6) その他町長が必要と認める書類 <p>※申請書を提出する前に経済環境課へご相談ください。 手続きの説明と事前のヒアリングを行います。</p>
岐南町空き店舗対策事業補助金交付要綱	H28.9.1	<ul style="list-style-type: none"> ・6か月以上利用されていない町内の住居以外の物件を賃借して出店する個人又は法人 ・賃貸借契約締結後6か月以内であるもの ・岐南町商工会に加入しているもの <p>・この補助事業で対象となった経費に対して、他の補助金の交付を受けていないこと(岐阜県企業立地促進事業補助金を除く)</p> <p>※その他一定の条件があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗の1か月分の賃貸料(敷金、礼金、保証金、管理費、共益費、その他これらに類する費用を除く) ・限度額(月額) 2万円 ・補助期間 2年間 <p>【申請書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)交付申請書 (2)岐南町商工会会員であることを証するもの (3)賃貸借契約書の写し (4)個人は住民票、法人は登記事項証明書 (5)町税の納税証明書 (6)他の法令等により許可、確認等が必要なものについては、許可書等の写し (7)その他町長が必要と認める書類 <p>※申請書を提出する前に経済環境課へご相談ください。 手続きの説明と事前のヒアリングを行います。</p>

21303

岐阜県

笠松町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例(要綱)名	制定年月	対象者の要件	内 容
笠松町空き店舗等活用創業支援事業補助金交付要綱	H29.3	空き店舗を賃借して創業予定もしくは創業し、創業から24か月を経過しないもので、町ホームページに記載の要件をすべて満たすもの。	助成金 ○賃貸借契約開始月又は認定を受けた日の属する月のいずれか遅い月から最長 12 か月、家賃の半額を助成する(最大4万円まで)。 ※ 対象者の要件や内容について、詳しくは町ホームページをご覧ください。 https://www.town.kasamatsu.gifu.jp/docs/2017031600053/ (町ホームページ)
笠松町創業支援事業補助金交付要綱	R5.3	町内で創業や開業し、町商工会が実施する創業セミナーを受講、修了し、町ホームページに記載の要件をすべて満たすもの。	助成金 ○補助対象経費の3分の2以内を助成する(上限額100万円まで) ※ 対象者の要件や内容について、詳しくは町ホームページをご覧ください。 https://www.town.kasamatsu.gifu.jp/docs/2023031400012/ (町ホームページ)

21341

岐阜県

養老町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
養老町企業立地 促進条例	H17.12.26	○対象業種	【工場等設置奨励金】
	H20.3.28 一部改正	製造業、運輸業の一部、卸売業・小売業、植物工場、その他町長が適当と認める事業	○初年度 投下固定資産(土地、建物、償却資産)に対して賦課された固定資産税額(償却資産にあつては 1/2)を限度
	H29.12.25 一部改正	○対象事業者 本町に設置した工場等が、投下固定資産の総額で次の要件に該当 ・新設 1億円以上 ・増設・移設 5,000 万円以上	○2年度・3年度 投下固定資産(土地、建物、償却資産)に対して賦課された固定資産税額の 1/2 を限度
		○対象事業者 工場等設置奨励金の交付対象者で、操業開始に伴い新たに雇用した者のうち、操業開始の日に本町に居住し、かつ、引き続き1年以上常時雇用する従業員数が、次の要件に該当 ・新設 10 人以上 ・増設・移設 5人以上	【雇用促進奨励金】 ○1人につき5万円 ○限度額 500 万円 ○操業の翌年1回限り
		詳しくは、町ホームページにてご確認ください。 https://www.town.yoro.gifu.jp/docs/2016021200020/ (町ホームページ)	

21361

岐阜県

垂井町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
垂井町企業立 地促進条例	H14.4 H28.4.1 一部改正	○町内に工場等を新設・増設・移 設 ○対象業種：製造業、情報通信 業、運輸業・郵便業、学術研 究、専門・技術サービス業 【交付要件】 ■工場等設置奨励金 操業開始日の投下固定資産総 額が 1億円以上 ■雇用促進奨励金 新たに常用雇用する従業員の 数が5人以上	■工場等設置奨励金 交付額：投下固定資産に対して賦課された固定資産税額 期 間：操業開始後初めて賦課された年度から3年間 ■雇用促進奨励金 対 象：操業開始に伴い新たに雇用した者（操業開始の日 の1年前の日から起算して2年間に雇用した者に 限る）のうち、操業開始後2年を経過した日にお いて、1年以上本町に居住し、かつ、引き続き1年 以上常用雇用する従業員 交付額：従業員1人につき10万円（限度額500万円） 期 間：操業の翌々年1回

21362

岐阜県

関ヶ原町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設				
工場	5,000			
流通施設	5,000			
卸売施設	3,000	課税免除	固定資産税	3年
試験研究施設	3,000			
情報サービス施設	1,000			
宿泊施設・飲食施設	3,000			

21381

岐阜県

神戸町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
神戸町企業立地促進条例	H19.3	対象業種	工場設置奨励金
	H20.3 一部改正	製造業、情報通信業、運輸業及び自然科学研究所 新設 ①投下固定資産額 5億円以上 ②従業員 20人以上 増移設 ①投下固定資産額 1億円以上 ②従業員 20人以上 対象地域 準工業地域、工業地域、工業専用地域 その他町長が認める地域に工場等を設置するもの	○固定資産税相当額 新設 操業開始後初めて賦課された年度から5年間 増移設 操業開始後初めて賦課された年度から3年間
			雇用促進奨励金 ○操業開始日から、神戸町に在住し引き続き1年以上常時雇用した従業員1人あたり10万円 ○限度額 1,000万円 ○操業開始の翌年1回限り

21382

岐阜県

輪之内町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
輪之内町企業立地 促進条例	H20.3	日本標準産業分類に掲げる大分類Eの製造業、又は大分類Gの情報通信業のうち小分類391のソフトウェア業、392の情報処理・提供サービス業 新設 ○投下固定資産総額2億円以上 (情報通信業は1億円以上) ○常時雇用従業者数10人以上 増設・移設 ○投下固定資産総額1億円以上 ○常用雇用従業者数10人以上	奨励金 ①工場等設置奨励金 ・固定資産税相当額 3年間 ②雇用促進奨励金 操業開始に伴い新規採用し、操業開始日に輪之内町に居住し、かつ、引き続き1年以上雇用した従業員(10人以上が対象) ・従業員1人につき5万円 (500万円を限度、操業の翌年1回限り)

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
安八町企業立地 促進条例	H16.9	<p>対象事業</p> <p>①日本標準産業分類に掲げる大分類Eの製造業</p> <p>②安八町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の適用を受けた事業</p> <p>③安八町税条例附則第9条の2第16項の適用を受けた事業</p> <p>④その他町長が必要と認めた事業</p> <p>(適用除外)</p> <p>安八町工業地区計画区域内における建築物の制限に関する条例(令和元年安八町条例第11号)第3条に規定する適用区域内において、安八町土地開発公社から新たに取得した土地を含む用地に工場等を設置した場合、本条例第3条第1号に規定する工場等設置奨励金は適用せず、安八町土地開発公社の支援制度を適用するものとする。</p> <p>新設</p> <p>①投下固定資産額 2億円以上</p> <p>②従業員 10人以上</p> <p>増設・移設</p> <p>①投下固定資産額 1億円以上</p> <p>②従業員 10人以上</p> <p>準工業地域、工業地域、工業専用地域その他町長が適当と認める地域に工場を設置するもの</p>	<p>工場等設置奨励金</p> <p>○投下固定資産に対して賦課された固定資産税額を限度</p> <p>○交付算定期間は操業開始後初めて賦課された年度から3年間</p> <p>雇用促進奨励金</p> <p>○操業開始に伴い新たに雇用した者のうち、操業開始の日に本町に居住し、かつ、引き続き1年以上常時雇用する従業員数が一定以上の場合1人につき10万円</p> <p>○限度額 500万円</p> <p>○操業の翌年1回限り</p> <p>適用除外区域においては、土地開発公社が固定資産税相当額3年分を支援</p>

21401

岐阜県

揖斐川町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員 (人以上)			
(1) 製造業又は旅館業の新設又は増設 500 万円 (資本金の額等が 5,000 万円を超え 1 億円以下である法人が行うものは 1,000 万円、資本金の額等が 1 億円を超える法人が行うものは 2,000 万円)	—	課税免除	固定資産税	3年間
(2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業の新設又は増設 500 万円 (揖斐川町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例)				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
揖斐川町企業立地 促進条例	H17.1	新設	事業所等設置奨励金
	H25.7 一部改正	①投下固定資産額 5,000 万円以上 ②従業員 5人以上 増設又は移設 ①投下固定資産額 3,000 万円以上 ②従業員 3人以上 対象施設 製造業、情報通信業、運輸業、卸・小売業、学術研究、専門・技術サービス業、医療・福祉 等(法人に限る)	○固定資産税相当額の 1/2 以内 ○操業開始後初めて賦課された年度以降3年以内 雇用促進奨励金 ○正規従業員;1人当り30 万円 パート従業員;1人当り5万円 ○操業開始後3年以内に雇用された従業員 (町内在住に限る) ○限度額 1事業所 1,500 万円

21403

岐阜県

大野町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
促進区域内において、地域経済牽引事業計画の承認を受けた者が設置した施設。		課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
大野町企業立地 促進条例	H23.12 H26.6 改正 H28.3 改正 H29.3 改正 R2.12 改正	次に掲げる事業に属する工場、事業所その他の施設をいう。ただし、事務所を有するものをいう。 ア 製造業 イ 情報通信業 ウ 運輸業、郵便業 エ 学術研究、専門・技術サービス業 オ その他条例の目的を達成するため、町長が特に必要があると認める業種 新設 ① 投下固定資産額 5,000 万円以上 ② 従業員5人以上 増設・移設 ① 投下固定資産額 3,000 万円以上 ② 従業員5人以上	工場等設置等奨励金 ○投下固定資産に対して賦課された固定資産税額を限度とし、交付期間は操業開始後初めて賦課された年度以後5年間とする。ただし、親会社及び子会社又はこれと同等の関係にある複数の企業が共同で事業を行う場合の交付期間は操業開始後初めて賦課された年度以後3年間とする。 雇用促進奨励金 ○操業開始に伴い新たに雇用される町内の工場等従業員であって、町内に住所を有し、操業の開始前若しくは操業を開始した日から起算して1年を経過した日の前日までに雇用した従業員で、かつ、操業の開始日以降引き続き1年以上常時雇用される従業員であるもの1人につき30万円とし、1,500万円を限度とする。ただし、交付は1事業者1回限りとする。

21404

岐阜県

池田町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
都市開発区域 新增設 90,000	51	不均一課税	固定資産税	3年間
地域経済牽引事業計画で定めた施設及び事業 土地・家屋・構築物の合計 農林漁業関連業種 5,000 超 その他の指定業種 10,000 超	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
池田町企業立地 促進条例	H23.7 H24.12 改正	新設 ① 投下固定資産額3億円以上 ② 従業員 30 人以上 (うち、新たに雇用した従業員5人以上) 増設・移設 ① 投下固定資産額 5,000 万円以上 ② 従業員 3人以上	工場等設置奨励金 ○固定資産税額の2分の1を限度 ○操業開始の翌年又は指定事業者に該当してから3年間 雇用促進奨励金 ○上記奨励金の交付期間内に町外からの転入者で本町に居住し、かつ、引き続き1年以上常時雇用された従業員数1人につき5万円 ○限度額 500 万円 ○工場等設置奨励金の交付期間中一人につき1回限り ○従業員及び事業者に交付する

21421

岐阜県

北方町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
北方町企業立地促進条例	H27.6	対象業種：製造業、情報通信業、運輸業、 開発研究事業 新設 ①投下固定資産額 5,000 万円以上 ②従業員(常時雇用) 5人以上 増設又は移設 ①投下固定資産額 3,000 万円以上 ②従業員(常時雇用) 3人以上	(工場等設置等奨励金) ○固定資産税相当額の2分の1を限度 ○操業開始後初めて賦課された年度以後 10 年間 (雇用促進奨励金) ○1人あたり 50 万円 限度額 500 万円 ○操業開始の翌年1回限り

21501

岐阜県

坂祝町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
坂祝町企業誘致条例	R3.6	<p>○対象業種（製造業、研究開発事業、情報処理事業、その他町長が認める事業）</p> <p>新設</p> <p>①投下固定資産額3億円以上（中小企業者は1億円以上）、</p> <p>②常時雇用する町内在住の従業員数が10人以上（中小企業者は、5人以上）</p> <p>増設</p> <p>①投下固定資産額1億円以上（中小企業者は5,000万円以上）</p> <p>②常時雇用する町内在住の従業員数が5人以上（中小企業者は3人以上）</p>	<p>奨励金額</p> <p>対象の投下固定資産相当額に対応する固定資産税相当額</p> <p>交付期間</p> <p>事業開始後初めて固定資産税を賦課された年度から起算して3年を限度とする。</p>

21502

岐阜県

富加町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設: 投下固定資産額が3億円以上で、かつ、常時雇用する従業員が20名以上。 増設: 投下固定資産が1億円以上で、かつ、常時雇用する従業員が5人以上。		富加町企業振興条例 ・工場等設置奨励金 投下固定資産額に対して課する固定資産税が対象。	固定資産税 相当額	最初に固定資産税を課することとなった年度以降5年
上記要件に加え、 新設: 新たに常時雇用する町内従業員5人以上 増設: 新たに常時活用する町内従業員3人以上 を満たす者。		富加町企業振興条例 ・雇用促進奨励金 新たに常時雇用する町内従業員1人につき年額20万。	最大 1,500万円	1回のみ

詳しくはこちら([富加町企業振興条例](#))

H18.9.25 制定 H29.9.20 一部改正

21503

岐阜県

川辺町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
川辺町企業立 地促進条例	H19.12	新設	事業所設置奨励金
	R.3.4 一部改正	①投下固定資産額 製造業・研究開発事業 1億円以上 その他事業 5,000万円以上 ②従業員 5人以上	○投下固定資産固定資産税額 操業開始後初めて賦課された年度から5 年間
		増設・移設	雇用促進奨励金
		①投下固定資産額 製造業・研究開発事業 5,000万円以上 その他事業 3,000万円以上 ②従業員 3人以上	○対象人数 新設 3人以上 増設・移設 2人以上 ○操業開始日から、川辺町に在住し引き 続き1年以上常時雇用した従業員1人あ たり10万円 ○限度額 500万円 ○操業開始の翌年1回限り

21504

岐阜県

七宗町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 新增設	2,700	—	課税免除 固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
七宗町工場誘致条例	S62.12	新設 ①投下固定資産額 1億円以上 ②常用従業員 30人以上 増設 ①投下固定資産額 5,000万円以上 ②常用従業員 15人以上	奨励金 ○固定資産額相当額 3年間

21505

岐阜県

八百津町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
企業立地促進法基本計画集積区域の指定 集積業種 (土地・建物・構築物計) 農林漁業関連業種 5,000 超 その他の指定業種 20,000 超	—	課税免除	固定資産税	3年間
過疎地域自立促進特別措置法 2,700 超	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
八百津町工場誘致条例	S58.12	都市開発区域 新設 ①投下固定資産額 1億円以上 ②常用従業員 30 人以上 増設 ①投下固定資産額 2,000 万円以上 ②増加従業員 5人以上 その他の区域 新設 ①投下固定資産額 5,000 万円以上 ②常用従業員 20 人以上 増設 ①投下固定資産額 1,000 万円以上 ②増加従業員 5人以上	奨励金 ○固定資産税相当額 3年間
八百津町雇用促進奨励金交付要綱	H30.12	【対象従業員】 ・平成 31 年 4 月 1 日以降に正規雇用従業員として雇用され、雇用される年度末の満年齢が 50 歳までの者 ・雇用主から期間の定めなく雇用され、就業規則などに基づく長期雇用を前提とした待遇(賃金の計算方法・支給形態・賞与・退職金・定期的な昇格など)を受け、雇用保険・社会保険の被保険者とな	正規雇用従業員を新規雇用した事業所に対して、雇用促進奨励金を交付 【奨励金の額】 対象従業員 1 名につき 10 万円 ただし、1 事業所 1 年度 5 名を限度

		<p>る方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八百津町に住所のある方 ・町外に在住の場合は、正規雇用従業員とした日から6か月以内に八百津町へ住所を移す方 <p>【対象事業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険・社会保険の適用事業所 ・町税などを完納している事業所 	
--	--	---	--

21506

岐阜県

白川町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 新增設 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
※産業の活性化及び雇用機会の創出のための 白川町固定資産税の特例に関する条例(平成 21 年度分の固定資産税から適用) 10,000	新規雇用 5	課税減免	固定資産税	7年間(但し、過疎法優先)
(3ヵ年計画の計)				
機械装置(160万円移譲/10年以内)、測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内)、器具備品(30万円以上/6年以内)建物付属設備(60万円以上/14年以内)、従業員数1000人以下の個人事業主等のうち先端設備等導入計画の認定を受けた者		固定資産税の課税標準を3年間ゼロとする	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
白川町創業支援事業補助金交付要綱	H28.4	町内で創業又は従業員の居住する寮を整備するもの ○工場等の新設・増設するもの(製造業等)など 次の要件を満たすもの ①小規模企業者 ②現在経営している業種と異なる業種の事業を開始するもの ③代表者又は1名以上の従業員が、創業の日に町内に住所を有するもの	補助金 ○事業所開設及び貸貸支援事業 補助対象経費の2分の1以内 ○雇用促進支援事業 事業所の創業に係る直接人件費 ○従業員寮整備支援事業 当該固定資産税額 ※ただし、同一業者に対する総額は、100万円を限度とする。

21507

岐阜県

東白川村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 新增設	2,700	—	課税免除 固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
東白川村産業振興 施設設置奨励条例	S44.4	新設 投下固定資産額 1,000 万円以上	奨励金 ○固定資産税の 1/2 相当額 3年間

21521

岐阜県

御嵩町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員 (人以上)			
地域活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受け、特定業務施設の集積の程度が著しく高い地域から特定業務施設を地方活力向上地域に移転して整備した事業者 3,800(中小企業者 1,900)	—	課税免除	固定資産税	3年間
地方活力向上地域において特定業務施設を拡充して整備した事業者 3,800(中小企業者 1,900)	—	不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
御嵩町工場誘致条例	S57.3	新設 ①投下固定資産額 1億 5,000 万円以上 ②従業員 30 人以上 (中小企業) ①投下固定資産額 7,500 万円以上 ②従業員 10 人以上 増設・移設 ①投下固定資産額 1億円以上 ②従業員 15 人以上 (中小企業) ①投下固定資産額 5,000 万円以上 ②従業員 5人以上	工場設置奨励金 ○固定資産税相当額(償却資産は機械及び装置に限る) ○操業開始後3年間

21604

岐阜県

白川村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎法特例 製造業、情報通信技術利用事業、旅館業 2,700 万円超	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
白川村企業立地促進条例	H24.3 制定 H24.6 改定 H26.9 改定	○対象業種 村の産業及び地域振興に寄与するものと認められる業種で、雇用の創出又は定住の促進が図られるもの ○対象地域 村全域 ただし、土地利用形態等を考慮し、景観条例等に定める基準に適合すること	
		○投下固定資産総額 2,700 万円超 ○新設 操業開始に伴い新たに雇用した村に住所を有する常時雇用従業員数が3人以上 ○増移設 操業開始日における村に住所を有する常時雇用従業員数が基準従業員数より1人以上増加、かつ、常時雇用従業員数が3人以上	雇用促進助成金 ○新規雇用従業員 年間給与と所得総額 200 万円以上の1人につき 20 万円 ○交付期間 5年間
		○投下固定資産総額 2,700 万円超	事業所等設置助成金 ○固定資産税 ○交付期間 10 年間 ○限度額 年間 2,000 万円
		○増移設 操業開始の日における常時雇用従業員の数が基	事業所等立地助成金 ○投下固定資産総額の 15%以内 ○限度額1億円 事業所等借上助成金 ○借上料の 50%以内

		準従業員数より1人以上増、且つ年借上料120万円超	○交付期間 5年間 ○限度額 1,000万円
--	--	---------------------------	---------------------------